

日進市マンション管理適正化推進計画（案）

（計画期間 令和 7 年 4 月～令和 1 7 年 3 月）

令和 7 年 4 月 1 日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

市内におけるマンション数は、令和 6 年 1 月時点で 122 棟存在します。

そのうち一般的に高経年マンションと言われる築 40 年以上のマンションは、6 棟ですが、10 年後には 30 棟、20 年後には 105 棟となり、今後、高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいて、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

日進市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和 3 年度に管理組合へ実施した「愛知県マンション管理実態調査」の結果を踏まえ、市が講ずる措置を検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

「マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）」に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じてマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、愛知県マンション管理実態調査等を踏まえ、必要に応じて施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

日進市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和 7 年度から令和 1 6 年度までの 1 0 年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンションの管理の適正化を推進していきます。